



# 茨城県報

第 2503 号

平成25年7月11日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 救急告示病院の認定 (医療対策課) ..... 2
- 救急医療協力診療所の指定取消し (医療対策課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (2 件) (障害福祉課) ..... 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定更新 (障害福祉課) ..... 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) ..... 9
- 種畜証明書の交付 (畜産課) ..... 12
- 共同漁業の免許の内容等の事前決定 (漁政課) ..... 16
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 19
- 茨城県入札監視委員会設置要綱の一部改正 (監理課) ..... 19
- 道路の区域の決定 (道路維持課) ..... 19
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) ..... 19
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市整備課) ..... 20
- 使用料の徴収事務の委託 (公園街路課) ..... 21
- 駐車場利用料の徴収期間 (公園街路課) ..... 21
- 土地改良区役員の退任 (2 件) (農林事務所) ..... 21

### ( 教 育 委 員 会 )

- 平成26年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項 ..... 22
- 平成26年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項 ..... 24

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) ..... 27
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課) ..... 27
- 公共測量の実施 (用地課) ..... 28
- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) ..... 29
- 入札公告 (2 件) (会計管理課) ..... 29

## ( 警 察 本 部 )

●入札公告 ..... 38

**告 示****茨城県告示第808号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項に規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関名	所在地	認定期限
医療法人社団桜水会 筑波病院	つくば市大角豆1761	平成28年6月6日
国家公務員共済組合連合会 水府病院	水戸市赤塚1-1	平成28年6月9日
村立東海病院	那珂郡東海村村松2081-2	平成28年6月21日
守谷慶友病院	守谷市立沢980-1	平成28年6月23日

**茨城県告示第809号**

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
矢野整形外科医院	稲敷市江戸崎甲3023-1

**茨城県告示第810号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810100818	障害福祉サービス事業所「ハート24」	水戸市大塚町1803-4	社会福祉法人愛の会	石岡市根当10888-3	平成25年7月1日	居宅介護 重度訪問介護
0811100148	常総広域障害者支援施設「常総ふれあいの杜」	常総市大生郷町1880	常総地方広域市町村圏事務組合	守谷市野木崎2522	平成25年7月1日	生活介護 施設入所支援 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811800127	暁厚生園	坂東市沓掛334	社会福祉法人清風福祉会	坂東市沓掛337	平成25年7月1日	生活介護施設入所支援

茨城県告示第811号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0817200140	はびねす	鉾田市野友2008-4	社会福祉法人美成福祉会	鉾田市野友2009-2	平成25年8月1日	就労移行支援

茨城県告示第812号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			
			変更事項	変更前	変更後	変更年月日
0823100086	公益財団法人報恩会グループホーム	共同生活援助	事業所の名称	財団法人報恩会グループホーム	公益財団法人報恩会グループホーム	平成25年4月1日

茨城県告示第813号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			
			変更事項	変更前	変更後	変更年月日
0812700391	有限会社コスモス介護サービス	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	茨城県筑西市宮後2237番地3	茨城県筑西市宮後504番地1	平成25年8月1日
			主たる事務所の所在地			

茨城県告示第814号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新をしたので告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指定更新年月日
アクア薬局	水戸市袴塚3-1-16	薬局（調剤）	山本尚嗣	平成25年4月1日
オレンジ薬局	水戸市千波町1386-7	薬局（調剤）	根本くるみ	平成25年4月1日
カワチ薬局吉沢町店	水戸市吉沢町263	薬局（調剤）	中林直樹	平成25年4月1日
コスモ調剤薬局下市店	水戸市本町3-20-8	薬局（調剤）	今井章人	平成25年4月1日
さかど薬局	水戸市酒門町下千束1501-4	薬局（調剤）	加島彩子	平成25年4月1日
茨城調剤薬局千波店	水戸市千波町1234-45	薬局（調剤）	藤井欽也	平成25年4月1日
たんぼぼ調剤薬局	水戸市青柳町3816-2	薬局（調剤）	野口公子	平成25年4月1日
ファースト薬局元吉田店	水戸市元吉田町2576-5	薬局（調剤）	阿部光美	平成25年4月1日
ホーム薬局	水戸市米沢町98-7	薬局（調剤）	石井桂代	平成25年4月1日
県庁前薬局	水戸市笠原町1602-4	薬局（調剤）	垂石太輔	平成25年4月1日
三の丸薬局	水戸市城東1-4-20弓和ハイム1F	薬局（調剤）	石崎芳乃	平成25年4月1日
東台調剤薬局	水戸市東台1-10-13	薬局（調剤）	飯村久男	平成25年4月1日
あい薬局川尻店	日立市川尻町5-29-7	薬局（調剤）	能登谷裕子	平成25年4月1日
カワチ薬局田尻店	日立市田尻町4-36-6	薬局（調剤）	小田木郷	平成25年4月1日
ハート薬局	日立市鹿島町1-11-7	薬局（調剤）	阿内一彦	平成25年4月1日
メイプル薬局日立店	日立市田尻町4-49-16	薬局（調剤）	浜村節子	平成25年4月1日
メリー薬局	日立市大沼町3-4-10	薬局（調剤）	高村勇二	平成25年4月1日
有限会社セキネ薬局	日立市千石町2-1-9	薬局（調剤）	関根剛	平成25年4月1日
保険調剤ラブリー薬局	日立市若葉町1-10-11	薬局（調剤）	福地恵子	平成25年4月1日
わかば薬局鹿島	日立市鹿島町2-1-13-1階	薬局（調剤）	柴田佳那子	平成25年4月1日
厚生薬局	日立市東多賀町5-10-12	薬局（調剤）	横山公子	平成25年4月1日
アイン薬局日立久慈店	日立市久慈町3-6-17	薬局（調剤）	須永裕子	平成25年4月1日



名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
石井薬局	日立市滑川本町 2-20-15	薬局(調剤)	石井友美	平成25年 4月1日
大みか中央薬局	日立市大みか町 2-28-5 なぎさ 会館内	薬局(調剤)	小野寺尚之	平成25年 4月1日
有限会社長山薬局	日立市多賀町 1-2-2	薬局(調剤)	岩崎健一	平成25年 4月1日
アイン薬局土浦店	土浦市真鍋新町 7-4	薬局(調剤)	榎崎晴美	平成25年 4月1日
アスカ薬局土浦店	土浦市生田町 2-11	薬局(調剤)	飯田純一	平成25年 4月1日
株式会社奥井薬局	土浦市中央 1-8-16	薬局(調剤)	奥井清	平成25年 4月1日
さくらい薬局土浦文京店	土浦市文京町 10-22	薬局(調剤)	渡邊紀子	平成25年 4月1日
さくらい薬局南荒川沖店	土浦市荒川沖南区 100	薬局(調剤)	小野田貴弘	平成25年 4月1日
スカイ薬局	土浦市中高津 1-15-49	薬局(調剤)	高橋昌美	平成25年 4月1日
プルシェ奥井薬局	土浦市田中 2-10 フードオフストッカー土浦田中店内	薬局(調剤)	齊藤護	平成25年 4月1日
ポプリ薬局中村店	土浦市中村南 5-30-2	薬局(調剤)	岡野真理	平成25年 4月1日
ヤックスドラッグ土浦真鍋薬局	土浦市真鍋 3-3386	薬局(調剤)	松島誠	平成25年 4月1日
株式会社坂本薬局	土浦市荒川沖西 2-1-1	薬局(調剤)	坂本君子	平成25年 4月1日
山口薬局ウララ店	土浦市大和町 9-2	薬局(調剤)	久保田季治	平成25年 4月1日
山口薬局真鍋店	土浦市真鍋新町 19-4	薬局(調剤)	石川敬章	平成25年 4月1日
調剤薬局かなざわ	土浦市中村南 4-4-32	薬局(調剤)	高塚一枝	平成25年 4月1日
桃園薬局	土浦市下坂田 2012-6	薬局(調剤)	宮本弘子	平成25年 4月1日
あおば薬局	古河市本町 1-10-6	薬局(調剤)	後藤沙矢香	平成25年 4月1日
アイン薬局総和店	古河市駒羽根 830-2	薬局(調剤)	中島綾香	平成25年 4月1日
イソハタ薬局本町店	古河市本町 3-1-31	薬局(調剤)	五十畑孝治	平成25年 4月1日
ウエルシア薬局 VAL 古河店	古河市本町 1-1-15 VAL 古河駅 ビル内	薬局(調剤)	渡邊淳也	平成25年 4月1日
うさぎ薬局	古河市雷電町 10-23	薬局(調剤)	神宮令子	平成25年 4月1日
くるみ薬局	古河市三杉町 2-28-1	薬局(調剤)	和田企恵子	平成25年 4月1日
つかもと調剤薬局三和店	古河市諸川 827-4	薬局(調剤)	米本昌弘	平成25年 4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
つくし薬局	古河市本町2-4-36	薬局(調剤)	岩崎加奈	平成25年4月1日
ぴあホワイト薬局	古河市西牛谷1015-10	薬局(調剤)	谷島美保子	平成25年4月1日
ひのき薬局	古河市駒羽根113-2	薬局(調剤)	金子めぐみ	平成25年4月1日
スルガヤ薬局	那珂市菅谷4468-15	薬局(調剤)	山口博	平成25年4月1日

### 茨城県告示第815号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安 島 浩

##### (2) 住所

福島県いわき市勿来町窪田十条3番1

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルト元吉田

水戸市元吉田町字作田3250番6 外

##### (2) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置

イ 荷さばき施設の位置

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 2箇所

##### (3) 変更する年月日

平成26年2月6日

##### (4) 変更する理由

ア, エ 建物の配置の変更に伴い施設の配置及び運営方法の見直しを図ったため

イ, ウ 建物の配置の変更に連動して施設の位置が移動したため

3 届出年月日  
平成25年 6 月28日

4 縦覧の場所  
茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第816号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社タイヨー

代表取締役 森 田 剛

(2) 住所

神栖市大野原二丁目31番31号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー石岡店

石岡市府中 2 丁目626 - 3 番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 7 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後10時 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 6 時45分～午後10時 (一部午後 9 時)

(3) 変更の年月日

平成25年 9 月20日

(4) 変更の理由

消費者の利便性を高めるため

3 届出年月日  
平成25年 7 月 1 日

4 縦覧の場所  
茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第817号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 三和産業株式会社

代表取締役 結 城 昭 雄

取手市新町一丁目8番38号新町第6ビル

## (2) 宇田川 肇之助

千葉県柏市明原三丁目16番7号

## (3) 宇田川 雅 明

取手市白山三丁目9番14号

## (4) 宇田川株式会社

代表取締役 宇田川 雅 明

取手市新町二丁目1番31号

## (5) 宇田川不動産株式会社

代表取締役 宇田川 雅 明

取手市新町二丁目1番31号

## (6) 根 本 彰

取手市白山二丁目1番49号

## (7) 根本地所株式会社

代表取締役 根 本 彰

取手市白山二丁目1番49号

## (8) 結 城 美恵子

取手市新町一丁目7番5号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

取手駅西口再開発ビル

取手市新町一丁目9番地

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前7時 (一部午前10時)

閉店時刻 翌午前0時 (一部午後9時)

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分  
 (変更後) 午前 6 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

(3) 変更する年月日

平成 25 年 7 月 4 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
合同会社西友	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	ステーブン・ヘイズ・デイカス
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似 鳥 昭 雄
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢 野 博 丈
株式会社セイジョー	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	橋 爪 薫
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号	野 口 実
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江 尻 義 久
株式会社ベルパーク	東京都千代田区平河町一丁目 4 番 12 号	西 川 猛
株式会社宮脇書店	香川県高松市朝日新町 2-19	宮 脇 範 次
未定	未定	未定

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,991㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 535台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 176台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 184㎡  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 86㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
 2箇所  
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 5 時～午後 11 時

3 届出年月日

平成 25 年 7 月 2 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 818 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 25 年 7 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド土浦店

土浦市上高津字沼下360番 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成25年 2 月 21 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	山 田 昇

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年10月13日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,049㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 233台

(イ) 駐輪場の収容台数 71台

(ウ) 荷さばき施設の面積 127㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 38㎡

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後10時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分～午後 10 時 30 分

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

## (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

平成25年 2 月 12 日



2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	<p>1 騒音発生に係る対応等</p> <p>(1) BGM, アナウンス等営業宣伝活動等実施する際には, 茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく, 使用方法等の制限を順守してください。</p> <p>(2) 騒音等により, 周辺環境への影響が発生した際には, 適宜な対策を実施してください。</p> <p>2 廃棄物対策等</p> <p>店舗の事業活動に伴い発生するごみは, 廃棄物処理法並びに容器包装リサイクル法などの資源循環に関わる法令に基づき適正に処理し, 廃棄物の発生抑制及びリサイクルに努めていただきたい。</p> <p>3 交通安全・事故防止, 渋滞緩和等</p> <p>(1) 工事に伴う車両等による交通安全等に万全を期すこと。</p> <p>(2) 敷地出入口等にガードマン等を配置し, 交通事故防止, 渋滞緩和等配慮すること。</p> <p>4 開発許可及び建築確認等</p> <p>建築確認申請及び開発許可の内容に変更等が生じる場合には, 適切な手続きを行うこと。なお, 建築物等の使用前にそれぞれの完了検査を受け, 検査済証等の交付を受けてください。</p> <p>5 事前協議書及び道路工事承認書について</p> <p>事前協議書及び道路工事承認書のとおり施工すること。また, 一部でも施工に変更がある場合は, 市道路課と十分協議をして施工すること。</p> <p>6 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針等</p> <p>(1) 土浦全国花火競技大会への協力</p> <p>(2) 土浦全国花火競技大会については, 市商工観光課と十分協議し, 大会の円滑な実施について配慮願いたい。</p> <p>(3) 従業員の採用に当たっては, 市内からの優先的雇用と安定的雇用に配慮願いたい。</p>	<p>1 騒音規制法及び公害関係法令による</p> <p>2 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進活動のため</p> <p>3 周辺地域の交通安全・事故防止及び工事車両等の出入りによる渋滞緩和対策のため</p> <p>4 建築基準法及び都市計画法の規定による</p> <p>5 道路交通法及び道路法の規定による</p> <p>6 地域と連携した取組の推進及び地域雇用確保への協力のため</p>

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第819号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成25年度定期種畜検査に合格し、種畜証明書の発行を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## &lt;種畜検査名簿&gt;

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
11052400206	明安継	黒毛和種	平成13年 5月26日	東茨城郡城里町	七会村小勝和牛改良組合
21208010001	パトロンシート	クリオージョ種	平成3年 2月5日	笠間市	東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場
11052768115	北国関7	黒毛和種	平成14年 5月9日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11230764458	福茂光	黒毛和種	平成18年 3月22日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11238493398	鯉淵298	黒毛和種	平成18年 12月11日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11237895049	塙平茂	黒毛和種	平成19年 2月17日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11235209176	北平5	黒毛和種	平成19年 3月5日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11215173077	菊美6	黒毛和種	平成20年 7月1日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11249516956	森鈴5274	黒毛和種	平成21年 3月27日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11257799228	福平9	黒毛和種	平成21年 9月30日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11257091070	茂光洋	黒毛和種	平成22年 3月2日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11254880905	日出丸105	黒毛和種	平成22年 7月28日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11334666269	北平国6	黒毛和種	平成23年 8月13日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11338621288	平勝	黒毛和種	平成23年 10月5日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11247624547	塙安福	黒毛和種	平成24年 2月29日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11256288174	グリーンシンフ ォニー ゴール ドウィン サト ミ E T	ホルスタイン種	平成22年 6月28日	水戸市	茨城県酪農業協同組合連合会
11206402490	安茂高	黒毛和種	平成17年 1月22日	常陸太田市	(財)里美ふるさと振興公社

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
11247347675	北勝栄	黒毛和種	平成19年 8月10日	常陸太田市	(財)里美ふるさと振興公社
31208020002	イバ エル 2010-6-115	ランドレース種	平成22年 5月4日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020003	イバ エル 2010-6-223	ランドレース種	平成22年 5月8日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020004	イバ エル 2010-6-348	ランドレース種	平成22年 5月28日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020005	イバ エル 2010-6-376	ランドレース種	平成22年 5月29日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020006	イバ エル 2010-6-386	ランドレース種	平成22年 5月31日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020007	イバ エル 2010-6-499	ランドレース種	平成22年 6月22日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020008	イバ エル 2010-6-522	ランドレース種	平成22年 6月25日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020009	ローズ ダブル 2-2007-22	大ヨークシャー 種	平成19年 5月21日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020010	ローズ ダブル 2-2008-129	大ヨークシャー 種	平成20年 9月14日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020012	ローズ ダブル 2-2009-231	大ヨークシャー 種	平成21年 8月27日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020013	ローズ ダブル 2-2010-27	大ヨークシャー 種	平成22年 1月12日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31308020001	ローズ ダブル 2 イバラキ 8 0024	大ヨークシャー 種	平成24年 4月1日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31308020002	ローズ ダブル 2 イバラキ 5 0072	大ヨークシャー 種	平成24年 7月1日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020014	イバ ディー 2010-97	デュロック種	平成22年 6月6日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020016	イバ ディー 2010-232	デュロック種	平成22年 9月22日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31208020017	イバ ディー 2011-155	デュロック種	平成23年 4月9日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
31308020003	ユメサクラ イ バ イバラキ 2 0007	デュロック種	平成24年 1月29日	稲敷市	茨城県畜産センター養豚研究所
21208020018	ダイワレイダ ース	サラブレッド種	平成11年 5月6日	稲敷市	栗山道郎
11300982607	花菊秀	黒毛和種	平成23年 1月28日	石岡市	峯 康成
11300982669	花清福	黒毛和種	平成23年 2月23日	石岡市	峯 康成
31208020020	クニ ウエスタ ン33ファーデル 13 07-4086	ヨークシャー種	平成19年 7月29日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
31208020022	クニ ウエスタン33 ラジャー08-4131	ヨークシャー種	平成20年5月11日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020023	クニ ウエスタン33 ラジャー08-4135	ヨークシャー種	平成20年5月22日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020024	クニ ウエスタン33 ニュー08-4138	ヨークシャー種	平成20年6月4日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020025	クニ ロビンニュー10-4188	ヨークシャー種	平成22年8月3日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020004	セストリアンレディーフクボク12 1 4301	ヨークシャー種	平成24年4月4日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020028	クニ サンプソン ベト 09-2074	ランドレース種	平成21年10月27日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020030	クニ サンプソン ベト 10-2110	ランドレース種	平成23年1月25日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020031	クニ アイアンベト 10-2117	ランドレース種	平成23年1月20日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020032	クニ サンプソン ベト 11-2209	ランドレース種	平成23年8月21日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020005	クニ サンプソン ベト 11-2213	ランドレース種	平成23年8月22日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020033	クニ サンプソン ベト 11-2221	ランドレース種	平成23年9月14日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020034	クニ サンプソン ベト 11-2228	ランドレース種	平成23年9月23日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020006	サンプソン アイアンイバボク12 3 2240	ランドレース種	平成24年2月21日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020035	クニ スタリオン ファンシー08-6278	大ヨークシャー種	平成20年6月21日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020039	クニ スタリオン ラブ 10-6003	大ヨークシャー種	平成22年4月10日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020047	ミヤボク ホワイト 11-6050	大ヨークシャー種	平成23年6月4日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020048	クニ スタリオン ラブ 11-6103	大ヨークシャー種	平成23年5月18日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020007	アイズ ズックフクボク12 1 6001	大ヨークシャー種	平成24年5月9日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
31308020008	アイヅ ズック フクボク12 1 6006	大ヨークシャー 種	平成24年 5月11日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020009	アイヅ ズック フクボク12 1 6010	大ヨークシャー 種	平成24年 5月11日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020010	アイヅ ビック フクボク12 1 6018	大ヨークシャー 種	平成24年 5月23日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020011	アイヅ ビック フクボク12 1 6029	大ヨークシャー 種	平成24年 7月30日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020012	アイヅ ビック フクボク12 1 6031	大ヨークシャー 種	平成24年 7月30日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020013	ミヤボク スタ リオン イバボ ク 12 1 6111	大ヨークシャー 種	平成24年 5月12日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020014	ミヤボク スタ リオン イバボ ク 12 1 6128	大ヨークシャー 種	平成24年 5月17日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020015	スタリオン ミ ヤボク イバボ ク 12 1 6141	大ヨークシャー 種	平成24年 5月19日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020016	ミヤボク スタ リオン イバボ ク 12 1 6165	大ヨークシャー 種	平成24年 5月28日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31308020017	ミヤボク フル コート イバボ ク 12 1 6563	大ヨークシャー 種	平成24年 8月22日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020057	クニ ファイヤ ー ボール 08 -8273	デュロック種	平成21年 2月1日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020059	クニ サクラ ファイヤー 09 -8390	デュロック種	平成21年 7月24日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020060	クニ サクラ デー 09-8426	デュロック種	平成21年 10月13日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020065	クニ ファイヤ ー デー 10- 8580	デュロック種	平成22年 3月7日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020066	クニ デー ヘ ネシー 10- 8631	デュロック種	平成22年 10月6日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020068	クニ エクス プレス サクラ 11-8042	デュロック種	平成23年 5月18日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020069	クニ エクス プレス サクラ 11-8071	デュロック種	平成23年 5月28日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼養者	
				住 所	氏 名
31208020070	クニ ファイヤ ー サクラ 11 -8091	デュロック種	平成23年 6月6日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020071	クニ デー サ クラ 11-8092	デュロック種	平成23年 6月6日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020072	クニ リュウ コン 06-192	太湖豚(梅山豚)	平成18年 5月2日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020074	クニ リュウ コン 07-263	太湖豚(梅山豚)	平成19年 10月30日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020075	クニ リュウ コン 07-277	太湖豚(梅山豚)	平成19年 11月23日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020076	クニ リュウ コン 07-280	太湖豚(梅山豚)	平成19年 12月19日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場
31208020077	クニ リュウ コン 10-47	太湖豚(梅山豚)	平成22年 7月3日	筑西市	独立行政法人 家畜改良センター 茨城牧場

## 茨城県告示第820号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により茨城海区における漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 公示番号 茨共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

- (2) 漁場の位置  
茨城県神栖市地先
- (3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域（別紙図面のとおりに）

基点 茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識

ア 基点から55度（真方位）6,608.5メートルの点

イ アから55度（真方位）4,000メートルの点

ウ イから325度（真方位）6,400メートルの点

エ アから325度（真方位）6,400メートルの点

- 3 免許予定日  
平成25年11月1日
- 4 申請期間  
平成25年7月11日から同年9月10日まで



5 関係地区

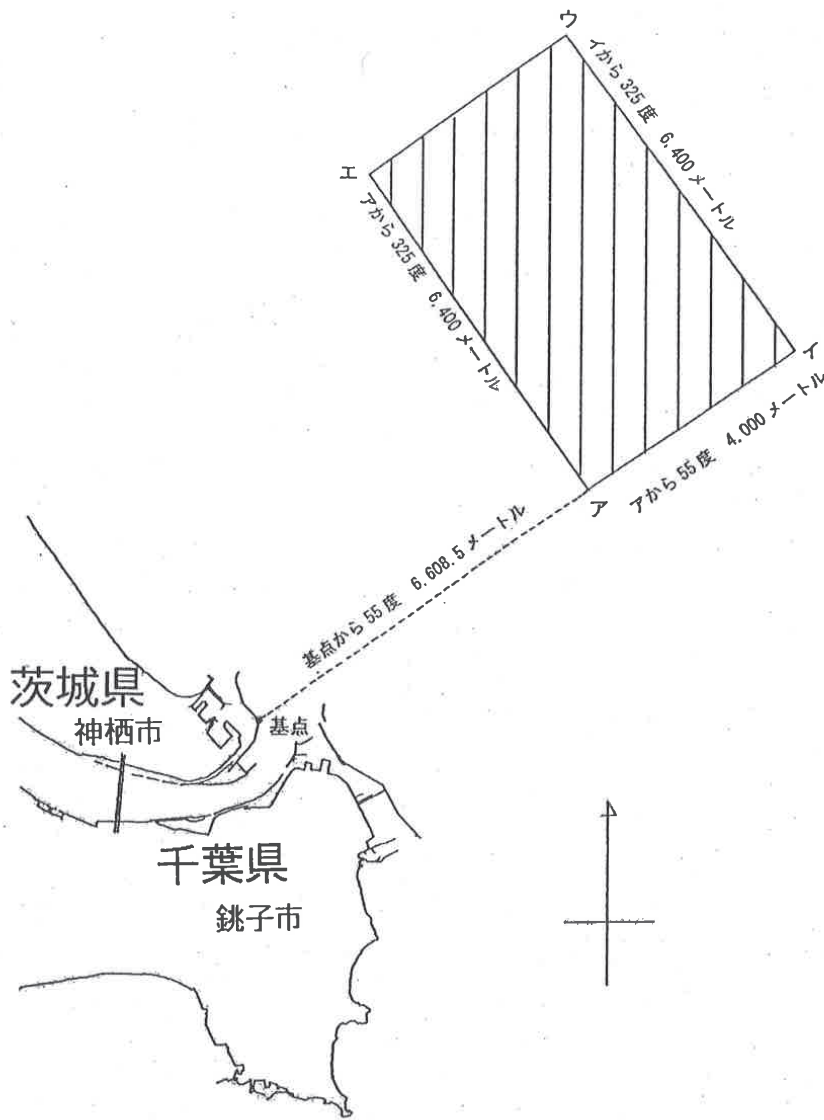
茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市，東茨城郡大洗町，銚田市，鹿嶋市，神栖市及び千葉県銚子市

6 存続期間

平成25年11月1日から平成29年2月28日まで

(別紙図面)

### 茨共第17号共同漁業免許漁場図



茨城県告示第821号

茨城南総土地改良区から平成25年6月20日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年7月3日認可した。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第822号

茨城県入札監視委員会設置要綱（平成15年茨城県告示第502号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条中第4号を第6号とし、同号中「前3号」を「前5号」に改め、同号の前に次の2号を加える。

(4) 公正入札調査委員会が、談合情報の対象となっている案件について、入札を執行し、落札者と契約を締結し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするとき、あらかじめ意見を述べること。

(5) 公正入札調査委員会が審議した入札談合に関する情報の内容、審議状況、入札手続き等の取扱い及び外部有識者の意見等について報告を受けること。

第3条第1項中、「5人以内」を「7人以内」に改める。

第6条第6項中、「6月に1回以上」を「1年に3回以上」に改める。

第7条中第1項を第2項とし、同項中「第2条」を「第2条第4号」に改め、同項の前に次の1項を加える。

委員会は、第2条第4号に規定する事務を、その指定する委員に行わせるものとする。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成25年7月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
504	県道	潮来土浦自転車道線	かすみがうら市牛渡字兵庫峰下778番1から かすみがうら市牛渡字八田下511番3まで	メートル 最大 3.3 最小 3.3	メートル 210

茨城県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年7月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市亀作町字湯前1555番地先から  
常陸太田市亀作町字日向2956番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月11日

## 茨城県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成25年7月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市牛渡字兵庫峰下778番1から  
かすみがうら市牛渡字八田下511番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月11日

## 茨城県告示第826号

結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合の定款の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 定款を変更する組合  
組合の名称 結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合  
事務所の所在地 結城市大字結城8424番地  
(結城市役所 都市建設部 企業立地推進課内)  
事業施行期間 自 平成20年12月8日  
至 平成28年3月31日  
施行地区 結城市大字上山川字大久保、字須久保塚及び  
大字矢畑字大久保、字大谷口の各一部と  
大字矢畑字須久保塚の全部  
設立認可の年月日 平成20年12月8日
- 2 公告すべき変更の内容  
・事務所の所在地 結城市大字結城1447番地  
(結城市役所 産業経済部 企業立地推進課内)  
・役員の定数 この組合の役員の定数は、理事5人、監事2人とする。
- 3 変更認可の年月日 平成25年7月11日

**茨城県告示第827号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者の住所および氏名

茨城県水戸市笠原町978番25 一般財団法人 茨城県建設技術公社

2 委託事務の内容

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の偕楽園好文亭に係る使用料の徴収事務

3 委託期間

平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

**茨城県告示第828号**

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第2項の規定に基づき、大洗公園駐車場の利用に関し、利用料金を納付しなければならない期間を以下のとおり定める。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 期 間

平成25年7月13日から平成25年8月18日まで

**茨城県告示第829号**

水戸市飯富町5310番地に事務所を置く那珂川統合土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年7月11日

茨城県県央農林事務所長 福 田 一 郎

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	萩 谷 一	那珂市鴻巣2909番地1

**茨城県告示第830号**

稲敷市幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年7月11日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	諸 岡 正 一	稲敷市戊渡764番地

## (教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会告示第7号

平成26年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成25年7月11日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 平成26年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項

平成26年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

## 1 基本方針

茨城県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校の課程及び学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとし、募集定員の許す限り入学を許可するものとする。

## 2 応募資格

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成26年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成26年3月修了見込みの者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者又は平成26年3月該当見込みの者

## 3 募集の課程、学科及び定員

別に定める。

## 4 一般入学

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

(1) 志願校、課程及び学科の選択については、次のとおりとする。

ア 入学志願は、1校1課程1学科に限る。ただし、共通選抜においては、同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科については、それぞれの学科内において第1及び第2の志望順位をつけて同時に2学科まで志願することができる。また、募集学級数1の普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科を第2志望として志願することができ、3部制の定時制課程における午前の部及び午後の部の志願者については、同一校の午前の部及び午後の部に第1及び第2の志望順位をつけて志願することができる。

イ 入学志願者は、入学願書の提出後、学力検査実施前の別に定める期間において、1回に限り志願先（課程及び学科を含む。）を変更することができる。

(2) 志願の手続については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書を、自らが卒業し若しくは修了し若しくは在籍する中学校又はこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書を提出する。

イ 中学校長は、志願先高等学校ごとに、入学志願者から提出された入学願書及び特色選抜における志願理由書のほか、入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。

ウ 入学願書等の提出については、郵送を認める。

なお、詳細は別に定める。

(3) 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績等を用いて行う。

ア 共通選抜については、次のとおりとする。

(ア) 調査書の様式は、別に定める。

(イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とし、各教科と



も50分間で行う。

なお、その出題内容は、中学校学習指導要領に基づくものとし、配点は各教科それぞれ100点満点とする。

- (ウ) 普通科の体育コース及びスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を平成26年3月6日(木)に行う。
- (エ) 定時制課程の志願者については、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより面接を行うことができる。

なお、多部制の定時制課程において面接を実施する場合は、平成26年3月6日(木)に行う。

- (オ) 学力検査を国語、数学及び外国語(英語)〔聞き取りテスト〕を含む。)とする定時制課程においては、面接を実施し、さらに、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。

イ 特色選抜については、次のとおりとする。

- (ア) 各高等学校は、文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施できる。
  - (イ) 特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の30パーセントを上限とする。
  - (ウ) 特色選抜を実施する学科においては、(3)アの(イ)に定める学力検査に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施できる。
- (4) 学力検査は、平成26年3月5日(水)に行い、特色選抜面接等は、平成26年3月6日(木)に行う。
- (5) 合否判定方法は、次のとおりとする。

ア 特色選抜

特色選抜枠の合格者の決定は、次のように行う。

- (ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。
- (イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定は、次のように行う。

- (ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の順位が募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数の80%以内にあり、かつ、調査書の評定合計の順位が募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。
  - (イ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、学力検査の結果を重視した選抜及び調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。この2つの選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20の中から各高等学校が決定する。
  - (ウ) 受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。
- (6) 合格者の発表は、平成26年3月13日(木)に行う。

## 5 第2次募集

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科(コースを含む。)について、第2次募集を実施する。ただし、第2次募集においては、特色選抜は実施しない。
- (2) 志願校及び学科の選択については、一般入学の(1)のアに準ずるものとする。

- (3) 第 2 次募集における志願の手続については、一般入学の(2)に準じて行う。
- (4) 第 2 次募集の選抜は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果等を用いて行う。
  - ア 調査書は、一般入学に用いるものと同じ様式とする。
  - イ 学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含まない。）の 3 教科とし、各教科とも 50 分間で行う。

なお、出題内容及び配点は、一般入学と同様とする。
  - ウ 普通科の体育コース及びスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を行う。

(5) 学力検査は、平成 26 年 3 月 19 日（水）に行う。

(6) 第 2 次募集における合否判定は、一般入学の共通選抜に準じて行う。

(7) 合格者の発表は、平成 26 年 3 月 24 日（月）に行う。

(8) 定時制課程の追加入学については、別に定める。

## 6 特例入学者選抜

- (1) 帰国子女の特例入学者選抜
- (2) 外国人生徒の特例入学者選抜
- (3) 定時制課程の成人特例入学者選抜

上記(1)～(3)については、平成 26 年 3 月 5 日（水）に実施する。

なお、詳細は別に定める。

## 7 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

茨城県立小瀬高等学校の入学者選抜については、平成 26 年 3 月 6 日（木）に実施する。

なお、詳細は別に定める。

## 8 通信制課程及び専攻科の入学者選抜

次に掲げる通信制課程及び専攻科の入学者選抜については、別に定める。

- (1) 茨城県立水戸南高等学校通信制課程
- (2) 茨城県立海洋高等学校専攻科

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。

---

## 茨城県教育委員会告示第 8 号

平成 26 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成 25 年 7 月 11 日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

平成 26 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項

平成 26 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第 1 学年生徒の募集及び入学者の選抜は、この要項の定めるところにより行う。

### 1 基本方針

茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜は、各学校の特色を踏まえ、学習活動への適応能力、学ぶ意欲その他の適性を判定して行うものとする。

### 2 応募資格

応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を平成26年3月に卒業する見込みの者
- (2) 保護者とともに県内に居住する者（入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な者を含む。）

### 3 通学区域

県内全域とする。

### 4 募集定員

別に定める。

### 5 志願の手続

#### (1) 出願受付期間

平成25年12月2日（月）から12月4日（水）までの期間内に必着

#### (2) 出願方法

志願者は、茨城県立中学校（以下「県立中学校」という。）長又は茨城県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）長あて、出願書類等を受付期間に必着するよう簡易書留の配達日指定郵便により郵送する。

#### (3) 出願書類等

- ア 入学願書
- イ 受検票
- ウ 写真票
- エ 志願理由書
- オ 調査書

#### (4) 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な志願者については、県立中学校又は県立中等教育学校に連絡のうえ、その指示に従って「県外からの入学志願申請書」及び「転入先の住居を証明する書類」を、平成25年11月11日（月）から11月15日（金）までの間に県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

### 6 調査書の作成

- (1) 調査書は、志願者の在籍する小学校に校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。
- (2) 調査書の作成に当たっては、別に定める「調査書作成要領」に従って行う。

### 7 選抜検査

#### (1) 実施期日

平成26年1月11日（土）

#### (2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

#### (3) 実施方法及び内容

##### ア 適性検査Ⅰ（45分間）

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

##### イ 適性検査Ⅱ（45分間）

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

##### ウ 面接（1グループ20分間程度）

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容は、小学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）に基づくものとする。

(4) 日程

8：40 集合

8：40～9：00 点呼、諸注意

9：30～10：15 適性検査Ⅰ

10：45～11：30 適性検査Ⅱ

11：40～11：45 諸連絡

11：45～12：30 昼食

面接（各学校の計画による時間で実施）

(5) 受検上の特別措置

障害や病気等により、適性検査及び面接を受ける上で特別な措置を必要とする志願者の保護者は、「受検上の特別措置申請書」を原則として平成25年11月26日（火）までに県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

9 合格者の発表

平成26年1月22日（水）午前9時に、インターネットの県立中学校又は県立中等教育学校ホームページに合格者の受検番号を発表する。

また、志願者本人あて「選抜結果通知書」を送付する。

10 入学予定者の手続

(1) 入学確約書の提出

合格者の保護者は、平成26年1月24日（金）及び27日（月）の午前9時から午後5時までの間に、「入学確約書」を県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出する。

この期間に「入学確約書」を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、「入学確約書」を提出した保護者に「入学予定者証明書」を交付する。

「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに、入学予定者が在籍する小学校の校長に県立中学校又は県立中等教育学校に入学する旨を申し出るとともに、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、県立中学校又は県立中等教育学校に入学することを「入学予定者証明書」を添えて届け出るものとする。

(3) 入学の辞退

「入学確約書」を提出した入学予定者については、原則として入学の辞退は認めない。

11 欠員の補充

(1) 県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合は、速やかに新たな合格者を決定し、保護者に対し入学の意志を確認し、入学予定者の補充を行う。

(2) 入学の意志の確認は、原則として平成26年1月28日（火）及び1月29日（水）に行う。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



## 公 告

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年9月1日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 里山再生と食の安全を考える会

3 代表者の氏名

飯泉 孝司

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市中野183番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民と原木きのこ生産者に対して、放射性物質により多大な被害を受けた里山、森林の環境保全を図るため、除染、環境保全に関する事業、及び人材育成に関する事業を行い、山林の地域文化、暮らしを守り、森林が与えてくれる安全な食の恩恵に寄与することを目的とする。また、里山、森林を守ることによって得られる安全・安心の森林資源を確保し、良好な栽培環境を再生することにより、原木しいたけと農林業の復活を目指す。

### ●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成25年9月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 GEN Natural Factory 玄自然工房

（設立認証：平成22年3月26日、設立：平成22年4月6日）

3 代表者の氏名

菅谷 政司

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市千波町2906番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県産の食材を使用するラーメンをはじめとする食品の開発に関する事業を通じ、安全な食の提供による消費者の健康及び茨城県の農業や商業などの産業の発展、環境保全や社会教育の活発化などに寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成25年9月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 フュージョン社会力創造パートナーズ

（設立認証：平成15年1月15日、設立：平成15年1月27日）

3 代表者の氏名

武田 直樹

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市倉掛1093番地カマロードつくばA棟201号

5 定款に記載された目的

この法人は、住民の暮らしを支える活動と団体の創出、育成、自立を支援することにより、公益に寄与することを目的とする。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 茨城県銚田工事事務所

2 作業種類 公共測量（海岸保全）

3 作業期間 平成25年7月20日から平成26年3月25日まで

4 作業地域 神栖市～北茨城市の海岸



●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
かすみがうら市下稲吉字井出津1524番3，字地藏前1575番8
- 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市神立町3536番地  
中 根 正 吏

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡八千代町大字平塚字中山4363番3，字太夫久保4364番2
  - 2 事業主の住所及び氏名  
結城市新福寺三丁目5番地2（シャトーベッカムB101）  
諏 訪 武 志

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡境町大字上小橋字作兵衛分416番2
  - 2 事業主の住所及び氏名  
猿島郡境町2153番地80  
佐 藤 優 司

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
高速液体クロマト質量分析計 一式
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成25年12月9日（月）
  - (4) 納入場所

茨城県農業総合センター農業研究所 (2階 ガスマス室)

茨城県水戸市上国井町3402

## 2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 小林

電話 029-301-4875

F A X 029-301-4849

## 3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格(仕様)に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL: <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

入札公告の日から平成25年7月30日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

### (3) 発注情報閲覧

期間 入札公告の日から平成25年7月30日(火)まで

茨城県物品役務入札情報サービス <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

### ア 質問受付期間

公告の日から平成25年7月18日(木)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しな

いので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成25年7月23日(火)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成25年7月30日(火)午前11時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成25年8月1日(木)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月22日（木）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成25年8月23日（金）午後1時

イ 場所

茨城県会計事務局 会計管理課内（県庁舎6階）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

A Set of High Performance Liquid Chromatograph Mass Spectrometer (LC/MS)

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender(by hand): 5:00 p.m., August 22, 2013

Time limit of tender(by mail): 5:00 p.m., August 22, 2013

Time limit of tender(by system): 5:00 p.m., August 22, 2013

(3) Submission location and contact number

Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4875



**●入札公告（電子調達）**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 入札に付する事項****(1) 購入物品及び数量**

高周波誘導結合プラズマ質量分析装置 一式

**(2) 購入物品の特質等**

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

**(3) 納入期限**

平成25年12月20日（金）

**(4) 納入場所**

茨城県霞ヶ浦環境科学センター 発熱系機器室（茨城県土浦市沖宿町1853）

**2 担当部局**

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 中山

電話 029-301-4875

F A X 029-301-4849

**3 入札参加資格**

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

**4 資料の提出、入札及び通知の方法**

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

**5 入札説明書の交付期間及び場所**



## (1) 交付期間

入札公告の日から平成25年7月30日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日  
を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

## (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

## (3) 発注情報閲覧

期間 入札公告の日から平成25年7月30日(火)まで

茨城県物品役務入札情報サービス URL: <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の期間に必要な応じて設置場所  
等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システ  
ムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成25年7月18日(木)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しな  
いので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問  
も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成25年7月23日(火)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによ  
り回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持  
参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)及び(5)に係る証明書を添付し  
て提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成25年7月30日(火)午前11時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提  
出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。



イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成25年8月1日(木)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月22日(木)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所

#### ア 日時

平成25年8月23日(金)午後1時30分

#### イ 場所

茨城県会計事務局会計管理課内(県庁舎6階)

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
A set of Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry
- (2) Time limit for tender:  
Time limit of tender(by hand): 5:00 p.m., August 22, 2013  
Time limit of tender(by mail): 5:00 p.m., August 22, 2013  
Time limit of tender(by system): 5:00 p.m., August 22, 2013
- (3) Submission location and contact number  
Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan  
TEL 029-301-4875

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

### ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年7月11日

茨城県警察本部長 荻 野 徹

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称  
交通管制システム上位装置の賃貸借
- (2) 借入物件の仕様及び数量  
入札説明書(仕様書)による。
- (3) 契約期間  
平成26年3月1日から平成31年2月28日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。
- (4) 納入場所  
茨城県警察本部ほか
- (5) 入札方法  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格において、入札説明書に示す資格を有すること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書を 4 に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

(3) 入札説明書に示した借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入することを証明した者であること。

(4) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県警察本部警務部会計課 安全施設係

電話 029-301-0110 内線 2266

(2) 入札説明書の交付期間

平成 25 年 7 月 11 日から平成 25 年 7 月 30 日までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める県の休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成 25 年 8 月 22 日午後 1 時 30 分（郵送による入札の場合は、平成 25 年 8 月 21 日午後 5 時 00 分）

(4) 開札の日時及び場所

平成25年 8 月22日午後 1 時30分 茨城県警察本部 2 階入札室

#### 4 資格審査申請書の提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

###### ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

###### イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

##### (3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2の(3)、(4)、(6)及び(7)を証明する書類を添付して、3の(1)に示す場所に平成25年8月19日午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

##### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

##### (5) 契約書の作成の要否

要

##### (6) 落札者の決定方法

財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (7) 詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary

##### (1) Nature and quantity of the products to be required :

A rental contract of traffic control system

##### (2) Contract period :

From March 1,2014 through February 28,2019

##### (3) The places for setting :

The Ibaraki Prefectural Police Headquarters and other facilities

##### (4) Time-limit for tender :

5:00 pm 21 August 2013 in case of mail

1:30 pm 22 August 2013 in person

##### (5) Contact point for the notice :

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8550  
Phone : 029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)